

新型コロナウイルス感染症
第15回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年4月28日(火)

1 開 会

2 議 題

- (1) 区民施設等における休止期間の延長について【地域振興部】
 - ・利用休止期間を5月6日から5月10日に延長する。
 - ・利用自粛及び使用料全額還付期間を5月31日から6月30日まで延長する。
※ただし、今後の収束状況に応じて利用自粛を緩和する場合がある。
 - ・十条台プールについては、地区体育館にあわせ、5月31日まで利用休止期間を延長する。
- (2) 諸証明書交付手数料の無料化について（新型コロナウイルスの影響による融資などに必要な場合）【区民部】
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活に困窮している方への主な支援について【健康福祉部】
- (4) 北区 PCR 検査センターの設置について【北区保健所】
- (5) 区立公園における公園施設の利用休止について【土木部】
- (6) 教育振興部所管施設等（区立全小中学校の地域開放、北区立文化センター、北区しらかば荘）における休止期間の延長について【教育振興部】
 - ・当初5月6日（北区しらかば荘は5月14日）迄であった期間を 5月31日まで延長する。
- (7) 保育園における登園自粛期間の延長について【子ども未来部】

3 閉 会



[ホーム](#) > [暮らし](#) > [戸籍・証明・住民の手続き](#) > 4月27日(月曜)から新型コロナウイルス感染症の影響による融資などの手続きに必要な証明書交付手数料を無料にします

掲載開始日：2020年4月24日

最終更新日：2020年4月24日

4月27日(月曜)から新型コロナウイルス感染症の影響による融資などの手続きに必要な証明書交付手数料を無料にします

区民や区内事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援や経済対策を受けるにあたり必要となる証明書について、4月27日受付分から交付手数料を無料(免除)とします。

無料(免除)交付適用開始日

令和2年4月27日(月曜)受付分から

無料(免除)の対象となる証明書(北区が交付するもの)

1. 住民票の写し(広域交付住民票は除く)
2. 印鑑登録証明書
3. 特別区民税・都民税課税証明書
4. 特別区民税・都民税非課税証明書
5. 特別区民税・都民税納税証明書

対象となる主な制度

北区中小企業融資あっせん制度(新型コロナウイルス感染症の影響によるもの)	(北区)
福祉資金緊急小口資金(特例貸付)	(北区社会福祉協議会)
総合支援資金生活支援費(特例貸付)	(北区社会福祉協議会)
新型コロナウイルス感染症特別貸付	(日本政策金融公庫)
危機関連保証	(信用保証協会) 等

取得方法

郵送での手続き

申請書に新型コロナウイルス感染症の影響による融資や貸付制度等の手続きに使用することを明記してください。

[住民票の写しの郵送請求方法](#)

[税証明の発行\(郵送請求のしかた\)](#)

※印鑑登録証明書は郵送請求ができません。

窓口での手続き

申請書に新型コロナウイルス感染症の影響による融資や貸付制度等の手続きに使用することを明記のうえ、窓口でお申し出ください。

[住民票の写し等の交付](#) 窓口：王子・赤羽・滝野川区民事務所

[印鑑登録証明書の交付申請方法](#) 窓口：王子・赤羽・滝野川区民事務所

[税証明の種類と申請方法](#) 窓口：税務課税務係・王子・赤羽・滝野川区民事務所

[区民事務所へのアクセス](#)

ご注意ください

※コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを利用して取得する場合や、電話申請によるコンビニ取次は、無料となりません。窓口または郵送による取得の場合のみの取り扱いとなります。

※申請の際に、新型コロナウイルス感染症の影響による融資や貸付制度等の手続きに使用することのお申し出がない場合は、無料のお取り扱いができません。

※無料交付の際は、各種証明書に「新型コロナ対策」等の表記をさせていただきます。

お問い合わせ

所属課室：区民部戸籍住民課王子区民事務所
東京都北区王子本町1-2-11（北区役所第二庁舎1階）
電話番号：03-3908-8745

所属課室：区民部戸籍住民課赤羽区民事務所
東京都北区赤羽1-1-38（赤羽駅南口高架下）
電話番号：03-5948-9541

所属課室：区民部戸籍住民課滝野川区民事務所
東京都北区西ヶ原1-23-3（滝野川会館1階）
電話番号：03-3910-0141

所属課室：区民部税務課税務係
東京都北区王子本町1-15-22 北区役所第一庁舎2階12番
電話番号：03-3908-1114

東京都北区 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 電話番号：03-3908-1111

Copyright © Kita City. All Rights Reserved.

1 件 名

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活に困窮している方への主な支援について

2 概 要

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少するため、生活に困窮している方への主な支援については、生活困窮者自立支援制度（北区くらしとしごと相談センター）若しくは生活保護制度、生活福祉資金貸付制度（北区社会福祉協議会）が連携して対応しているところである。また、他の貸付制度において費用調達が困難な方については、区の貸付制度を案内している。

（1）緊急小口資金（特例貸付）

新型コロナウイルス感染症の発生により特例措置が設けられた貸付制度。緊急小口資金（特例貸付）については、3月25日から申請受付開始。

（2）総合支援資金（特例貸付）

新型コロナウイルス感染症の発生により特例措置が設けられた貸付制度。総合支援資金（特例貸付）についても申請受付中。原則として、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業による継続的な支援を受けることが要件となっている。緊急小口資金（特例貸付）と合わせて、4か月間で最大80万円（複数人世帯の場合）まで支援が受けられる。

（3）住居確保給付金

生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金については、4月20日から支給対象者について、これまで離職又は廃業した日から2年を経過していない方としていたところ、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある方も支給対象に含めることとなった。

（4）その他 緊急一時宿泊場所の利用

緊急事態宣言に係る施設の利用制限によりインターネットカフェ等の利用ができなくなった住居喪失者の一時居住先については、北区生活福祉課および北区くらしとしごと相談センターで相談を受付している。利用期間は、利用開始日から令和2年5月6日（チェックイン）までの間の必要な期間。

3 主な支援一覧

事業名	① 実施主体 ② 受託者	対象者	貸付額・給付額等
緊急小口資金 (特例貸付)	① 東京都社会 福祉協議会 ② 北区社会福 祉協議会	新型コロナウイルス 感染症の影響を受け、 休業等により収入の 減少があり、緊急かつ 一時的な生活維持の ため貸付を必要とす る世帯	20万円以内 (一括交付)
総合支援資金 (特例貸付)	① 東京都社会 福祉協議会 ② 北区社会福 祉協議会	新型コロナウイルス 感染症の影響を受け、 収入の減少や失業等 により生活に困窮し、 日常生活の維持が困 難になっている世帯	二人以上世帯： 月額20万円以内 単身世帯： 月額15万円以内 ※原則3か月以内
住居確保給付金	① 北区 ② 北区社会福 祉協議会	離職・自営業の廃業か ら2年以内またはや むを得ない休業等 により収入が減少し、離 職等と同程度の状況 にある方で、就労能力 及び常用就職の意欲 があり、住宅を喪失ま たは喪失するおそれ のある方。利用の際は 並行して、就労支援等 を実施し、住宅及び就 労機会の確保に向け た支援を行います。	単身世帯：8.4万円 に家賃額 (上限53,700円) を加算した額以下 2人世帯：13万円 に家賃額 (上限64,000円) を加算した額以下 3人世帯：17.2万 円に家賃額 (上限69,800円) を加算した額以下 等 ※原則3か月
その他 緊急一時宿泊場 所の利用	① 東京都 ② 北区	緊急事態宣言に係る 施設の利用制限によ りインターネットカ フェ等の利用ができ なくなった住居喪失 者	緊急一時宿泊場所 の利用

令和2年4月28日
北 区 保 健 所

北区 PCR 検査センターの設置について

1 要 旨

現在、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方には、新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を受診して PCR 検査を行っている。今後はこの体制に加え、新たに「北区 PCR 検査センター」を設置することで、検査実施体制の増強を図る。

2 経過とこれまでの課題

令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、4月16日にはその対象が全都道府県とされたところである。この間、北区においても、4月26日現在で61人の感染が確認されており、PCR 検査の検査数も大幅に増加してきている。各地域のこのような感染拡大に伴う検査ニーズの高まりに対して、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月22日）の中で、地域の医師会等と連携した PCR 検査体制の拡充を提言しており、北区においても早急な検査体制の充実が求められている。

3 センターの概要

（1）実施方法

北区医師会の協力のもと、区内医療機関への委託事業として実施する。

（2）実施場所

開設場所 区内医療機関内

開設日時 令和2年4月30日から
平日14時～16時

（3）検査の流れ

北区 PCR 検査センターで検査を行うには、かかりつけ医によって検査が必要と診断されることが必要となる。詳細については、別紙「北区における新型コロナウイルス PCR 検査までの流れ」を参照。

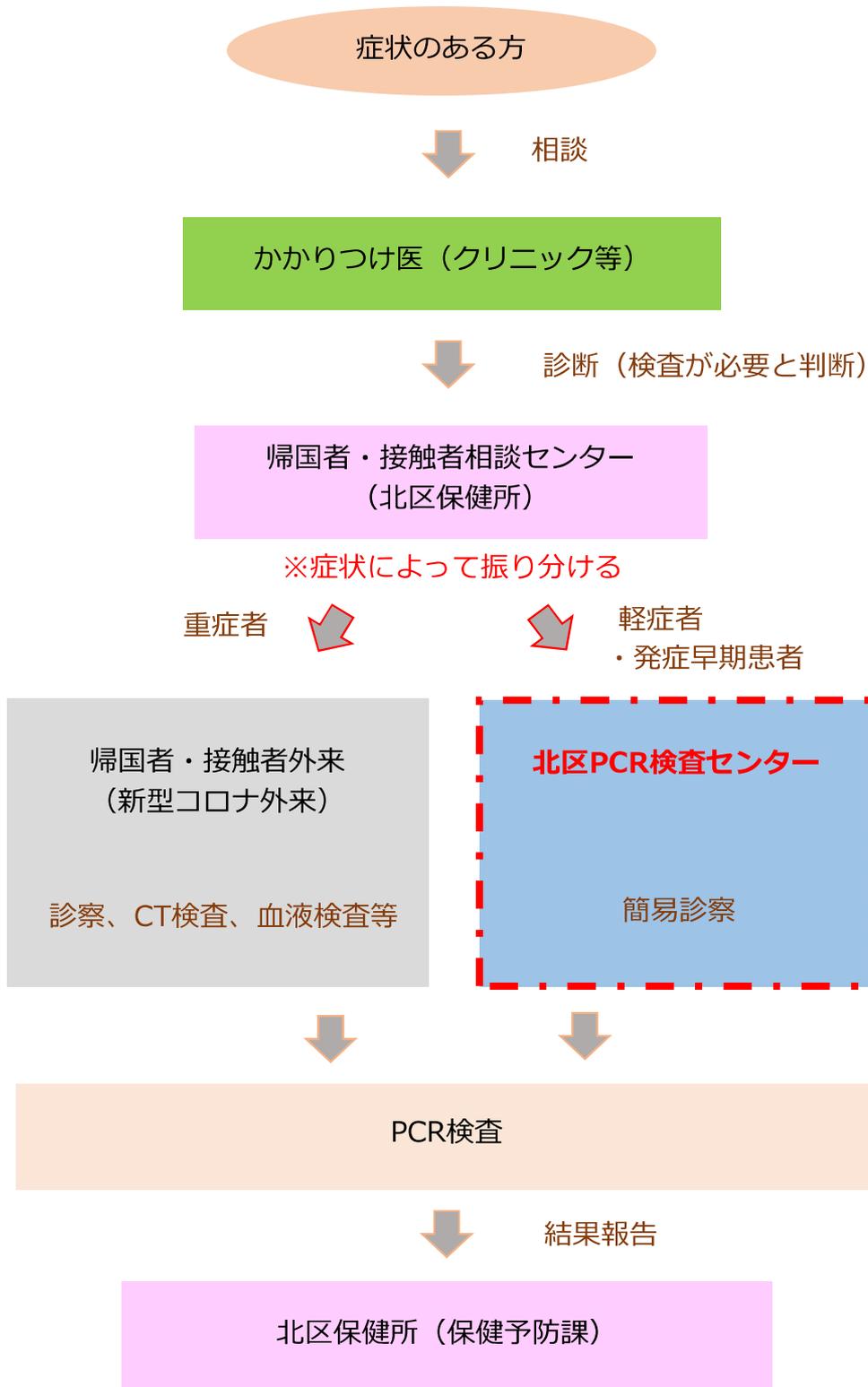
4 今後の予定

令和2年4月28日 プレス発表

4月30日 北区 PCR 検査センター開設

北区における新型コロナウイルスPCR検査までの流れ

～北区PCR検査センター設置後（4/30から）～



令和2年4月24日
土木部道路公園課

区立公園における公園施設の利用休止について

新型コロナウイルス感染症（COVID 19）の更なる感染拡大防止のため、以下のとおり対応することといたしたい。

1. 既休止施設・手続き

- ① 荒川岩淵関緑地バーベキュー場 令和2年2月26日～5月31日
- ② 赤羽自然観察公園・炊事棟 令和2年2月26日～5月31日
- ③ 名主の滝公園・茶室 令和2年3月30日～5月6日
- ④ 飛鳥山公園・飛鳥舞台 令和2年4月3日～5月6日
- ⑤ 飛鳥山公園モルル
西ヶ原みんなの公園イベント 令和2年4月9日～5月6日
- ⑥ 公園内駐車場（土、日、祝日のみ利用可能）

（荒川赤羽緑地駐車場、荒川岩淵関緑地駐車場）

令和2年4月9日～5月6日

- ⑦ 浮間つり堀公園 令和2年4月9日～5月6日

- ⑧ 公園内の水施設（土、日、祝日のみ運転）

（飛鳥山公園、音無親水公園、清水坂公園、滝野川公園、西ヶ原みんなの公園）

令和2年5月1日～5月31日

- ⑨ ラジオ体操の園内放送（飛鳥山公園、北区中央公園）

令和2年4月21日～5月6日

- ⑩ 公園・児童遊園の複合遊具（公園・児童遊園 70園）

順次、休止対策実施～5月6日

- ⑪ 公園・児童遊園等の一時占用 令和2年4月21日～5月6日

2. 新たに休止する施設（予定）

①公園内駐車場（周辺含む） 8箇所

（北区中央公園、飛鳥山公園、新河岸東公園、北運動公園、
赤羽スポーツの森公園、桐ヶ丘体育館、赤羽体育館、滝野川体育館）

順次、休止対策実施～5月 6日

②キャッチボール広場（公園・児童遊園26園 別紙1のとおり）

順次、休止対策実施～5月 6日

③夜間閉鎖の公園・児童遊園等（公園・児童遊園等24園 別紙1のとおり）

順次、休止対策実施～5月 6日

※期間については、緊急事態宣言の期間に応じて延長いたします。

3. その他

区HPやSNS、青パト車などを通じて、不要不急の公園利用の自粛を周知していく。

別紙 1

キャッチボール広場

	公園・児童遊園等名称
1	赤羽三丁目公園
2	赤羽自然観察公園
3	赤羽台さくら並木公園
4	赤羽緑道公園（2箇所）
5	稲付西山公園
6	桐ヶ丘中央公園（北）
7	桐ヶ丘中央公園（南）
8	志茂ゆりの木公園
9	十条公園
10	西ヶ丘三ツ和公園
11	袋町公園
12	堀船第二公園
13	南谷端公園
14	田端新町公園
15	浮間三丁目高架下児童遊園
16	浮間二丁目西児童遊園
17	浮間四丁目高架下児童遊園
18	栄町西児童遊園
19	昭和町児童遊園
20	ちんちん山児童遊園
21	中里台遊び場
22	西が丘一丁目児童遊園
23	西が丘南児童遊園
24	東十条一丁目高架下児童遊園
25	東十条二丁目高架下児童遊園
26	堀船三丁目西児童遊園

夜間閉鎖の公園・児童遊園等

	公園・児童遊園等名称・箇所
1	赤羽自然観察公園
2	赤羽スポーツの森公園
3	飛鳥山公園（渋沢邸周辺）
4	浮間つり堀公園（既に休止中）
5	王子四丁目公園
6	音無親水公園（親水施設内）
7	音無もみじ緑地（ワンド）
8	上中里二丁目広場
9	上中里三丁目児童遊園
10	志茂ゆりの木公園
11	志茂三丁目小柳川公園
12	志茂四丁目児童遊園
13	十条野鳥の森緑地
14	豊島五丁目遊び場
15	名主の滝公園
16	西が丘一丁目児童遊園
17	西が丘三ツ和公園
18	東十条南児童遊園
19	堀船一丁目高架下遊び場
20	堀船一丁目児童遊園
21	東十条二丁目高架下児童遊園
22	十条仲原四丁目児童遊園
23	志茂四わかば児童遊園
24	新河岸東公園

令和2年4月27日

保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部
保育課長 土屋修二

5月7日以降の保育園の対応について（お知らせ）

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、北区では、国の緊急事態宣言や東京都知事の要請を踏まえ、北区における保育園の対応について、4月9日から5月6日までの期間、より一層の登園自粛を要請したうえで、その規模を縮小して運営しているところです。

5月7日以降の対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の早期収束を見通すことが困難な状況にあることから、5月末までの間は、引き続き、登園自粛を要請し、規模を縮小した運営を継続することといたしました。

なお、今後、国の緊急事態宣言の動向や東京都知事から新たな要請等があり、下記の内容に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 登園自粛を要請する期間 5月30日（土）まで

<受け入れ対象となる園児>

- ①保護者が医療関係者や社会機能維持事業者等としてお勤めの方で、他に保育等を行うものがない園児
例) 医療、交通、金融、社会福祉、行政機関、物流、食品・医薬品の販売等に従事するもの
- ②緊急事態宣言後においても、引き続き保育等が行えない特段の事情がある方で、他に保育等を行うものがない園児・児童
例) 保護者の病気・けが、ひとり親家庭など

2 保育料の取り扱いについて

5月分の保育料については、欠席日数に応じて日割り計算を行い、5月保育料との差額を精算いたします。精算方法等はお通りの施設によって異なります。詳細につきましては、決定し次第、北区ホームページ等でお知らせいたします。

※一旦通常どおりの保育料をお支払いいただき、後日、精算させていただきます。

3 育児休業中の方の職場復帰期限について

4～5月入所者（育児休業中の方）の職場復帰期限を7月1日まで延長いたします。

4 月に1日も登園がなかった場合の取り扱いについて

区から登園自粛を要請していることから、5月中に1日も登園がなかった場合でも、退園とはなりません。

【お問合せ先】

区立保育園に関すること	保育課保育運営係	03-3908-9127
私立保育園に関すること	保育課私立保育園係	03-3908-1333
入園や保育料に関すること	保育課入園相談係	03-3908-9129